

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）  
（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>1 └ 816 （略）</p> <p>経カテ―テルブタ心のう膜弁</p> <p>818 817  交流電場腫瘍治療システム</p>
改正前	<p>1 └ 816 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>